

随意契約理由書

件名	神戸市事業所税システムに係るサーバ・端末機器等借上げ
契約の相手方	日立キャピタル株式会社
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号および第7号に該当
随意契約の理由	
<p>事業所税システムのサーバ等機器については、平成26年3月から60月、追加で平成31年3月、さらに令和2年3月までの期間で賃貸借契約を締結している。令和2年3月で契約期間が終了するが、機器の状態に問題はなく、良好に運用できている。</p> <p>そこで今回、引き続き現行機器を使用することを前提とした契約を締結することによって次のとおり費用の低減を図るものである。本システムは本来課税システムの一部として稼動していることから、機器更新についても1本の契約で行うべきものである。現在の機器を引き続き使用し、課税システムの次期更新時に機器更新を一体で行うことでハード・ソフトの効率的利用により4割程度の経費節減を見込んでいる。</p> <p>以上のことから、現行の相手方業者との随意契約を行う。</p>	
担当部署 (問合せ先)	行財政局税務部税務課税務係システム担当(電話番号 647-9317)